

# インドの国家人権委員会の制度と機能

稲 正 樹\*

はじめに

インドにおいては、1992年9月に開かれた州首相人権会議で国家人権委員会設立の提案が初めて行われた。その後、ボンベイ、カルカッタ、デリー、ハイデラバードでのセミナー、インド弁護士協会とのセミナー、連邦議会の政党リーダーとの会議を経て、1993年5月14日に、1993年人権委員会法案がインド連邦議会下院に提出された。この法案は、議員からの動議を受けて7月30日には議会の内務省常設委員会に付託された。

しかし、同法案が定めていた国家人権委員会の権限、機能が多くの批判を受けたために、9月28日になって、憲法123条に基づく大統領令として1993年人権保護令が制定された。この人身保護令は、最初の法案に対する批判に鑑み、修正の上起草されたものであった。1993年人権保護令に基づいて、1993年10月12日には、国家人権委員会が先行的に設置された。

1993年12月7日になって、当初の1993年人権委員会法案が議院の許可によって撤回された。そして1993年人権保護令の代替として、1993年12月9日に、1993年人権保護法案が下院に上程された。同法案は、12月18日には下院で、12月22日には上院で各々可決された。1994年1月8日には大統領の認証を得て、1993年人権保護法（1994年法律10号）として成立した<sup>1)</sup>。

\* 神戸大学大学院国際協力研究科非常勤講師  
岩手大学教育学部教授

1) 以上は、*The Journal of Parliamentary Information*, Vol. 40, No. 1 (March 1994), p. 113 & Vol. 40, No. 2 (June 1994), p. 227 による。

そこで以下の本論では、Iにおいて、1993年人権保護法の関連規定を紹介して、インドの国家人権委員会の制度の概要を把握する<sup>2</sup>。そしてIIにおいて、国家人権委員会が提出した年次報告書に基づいて、国家人権委員会の活動の実際を検討する<sup>3</sup>。

## I 1993年人権保護法による国家人権委員会の制度化

### 1) 国家人権委員会の構成

国家人権委員会は、以下の委員から構成される〔第3条(2)項〕。

(a)最高裁判所主席裁判官の職についていた一名の委員長。

(b)最高裁判所裁判官の職に現についている又はついていた一名の委員。

(c)高等裁判所主席裁判官の職に現についている又はついていた一名の委員。

(d)人権に関する問題に知識をもち又は実際の経験を有する人から任命される二名の委員。

実際には、Ranganath Misra 裁判官が委員長として1993年10月12日に、M. Fathima Beevi 裁判官が委員として1993年11月3日に、Sukhdev Singh Kang 裁判官が委員として1993年10月12日に、Virendra Dayal 氏が委

員として1993年10月12日に、各々就任した。委員として任命された T. K. Thommen 裁判官は、病気のため職に就くことができなかった。彼は1993年12月20日に死去した。

国家少数者委員会、国家指定カースト・指定部族委員会、国家女性委員会の各委員長は、国家人権委員会が後述の第12条(b)号から(j)号で規定する機能を果たす場合には、国家人権委員会（以下、委員会と略称）の委員とみなされる〔第3条(3)項〕。

委員会には、主席行政官として事務総長の職を置く〔第3条(4)項〕。事務総長には、R. V. Pillai 氏が1993年10月20日に就任した。

委員長及び委員の任命は、以下の者から構成される評議会の勧告を得た後に、行われなければならない〔第4条(1)項〕。

(a)首相—委員長。

(b)連邦議会下院議長—委員。

(c)インド政府内務省を担当する大臣—委員。

(d)連邦議会下院野党リーダー—委員。

(e)連邦議会上院野党リーダー—委員。

(f)連邦議会上院副議長—委員。

但し、最高裁判所の現職裁判官又は高等裁判所の現職主席裁判官は、インド主席裁判官と協議なく任命されてはならない。

委員長として任命される人は、就任の日から5年の任期又は70歳に達するまでのどちらか短い方の間、職に就く。委員として任命される人は、就任の日から5年の任期の間、職に就き、さらにもう5年間の任期を得て、再び任命されることができる。但し、委員は70歳を越えて職に就くことはできない〔第6

2) テキストは、*The Protection of Human Rights Act, 1993 along with the National Human Rights Commission (Procedure) Regulations, 1994 with Short Notes*, Delhi: Universal Law Publishing, 1997を用いた。

3) 年次報告書のテキストは、*National Human Rights Commission, Annual Report 1993-94 (from October 1993 to March 1994)*, 52 pagesを用いた。

条(1)項(2)項]。

委員会の行政官その他のスタッフは、次のとおりである〔第11条(1)項(2)項〕。

中央政府は、以下の人員を委員会が利用できるようにしなければならない。

(a)委員会の事務総長となるインド政府事務次官のランクにある行政官。

(b)警察庁長官のランク以下でない行政官の下にある、警察及び捜査スタッフ並びに委員会の機能の効果的な遂行のために必要なその他の行政官とスタッフ。

委員会はまた、必要と考えるその他の行政、技術、科学に関するスタッフを任命することができる。

## 2) 国家人権委員会の機能と権限

委員会の機能は、以下の10項目である〔第12条〕。すなわち、

(a)自発的に又は被害者若しくは被害者に代わって第三者が提出する訴えに基づいて、公務員による

(i)人権侵害又は人権侵害の教唆又は

(ii)人権侵害防止の過失に関する、苦情申立を調査する。

(b)裁判所において係争中の人権侵害の主張を含む訴訟に、当該裁判所の承認を得て、訴訟参加する。

(c)収容者の生活条件を研究し、それに関して勧告をするために、治療、矯正又は保護の目的をもって人々を拘禁又は収容している州政府の統制下にある監獄又はその他の機関を、州政府に通告したうえで、

訪問する。

(d)憲法若しくは人権保護のため当分の間有効なその他の法律によって又は基づいて与えられている保護措置を検討し、かつそれらの効果的な実施のための措置を勧告する。

(e)人権の享受を妨げている要因を、テロリズム行為を含めて検討し、適切な救済措置を勧告する。

(f)人権に関する条約その他の国際文書を研究し、それらの効果的な実施のための勧告を行う。

(g)人権分野の研究に着手し、かつ研究を促進する。

(h)社会の各層に人権リテラシーを広げ、出版、メディア、セミナーその他の利用でできる手段を通じて、人権保護のために利用できる保護措置の意識を促進する。

(i)人権の分野で働いている非政府組織、機関の努力を奨励する。

(j)人権の保護に必要と考えるその他の機能を〔促進する〕。

第12条にいう人権とは、「憲法の保障する生命・自由・平等及び個人の尊厳に関する権利又は市民的及び政治的権利に関する国際規約及び経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約で具体化され、インドの裁判所によって強制される権利」を意味している〔第2条(1)項(d)号(f)号〕。

次に、委員会の調査に関する権限としては、以下の項目がある〔第13条〕。

(1) 委員会は、本法に基づいて苦情申立を調

査する場合に、特に以下の事項に関しては、1908年民事訴訟法に基づいて訴訟を審理する民事裁判所のすべての権限を有する。すなわち、

(a)証人の召喚及び出席強制、宣誓に基づく証人の尋問。

(b)文書の発見と提出。

(c)宣誓供述書に基づく証拠の受理。

(d)裁判所又は事務所からの公文書又はそのコピーの引き渡し要求。

(e)証人又は文書の検証命令の発出。

(f)規定によって定められるその他の事項。

(2) 委員会は、何人に対しても、当分の間有効な法律に基づいて当人が主張する特権に従って、委員会が調査の主題にとって有益又は関連すると考えるポイント又は事項に関して、情報を提供するように要求する権限を有する。また、要求を受けた人は、インド刑法第176条、第177条の意味の範囲内において、当該情報を提供することを合法的に義務づけられるとみなされる。

(3) 委員会又は官報記載官以上の地位にあって委員会によって特に認められた行政官は、委員会が調査主題に関する文書が発見されると信じる理由のある、いかなる建物又は場所にも立ち入ることができる。また、1973年刑事訴訟法第100条が適用される限りにおいて、その規定に従って、当該文書を押収し又はその抜粋若しくはコピーを入手することができる。

(4) 委員会は、民事裁判所とみなされなければならない。また、委員会の見解において

又は面前でインド刑法第175条、第178条、第179条、第180条又は第228条で述べる犯罪が行われるときには、委員会は、犯罪を構成する事実及び1973年刑事訴訟法で規定する告発された者の供述を記録した後に、事件審理の裁判権を有するマジストレートに事件を移送することができる。当該事件を移送されたマジストレートは、その後に、1973年刑事訴訟法第346条に基づいて事件が移送されたものとして、告発された者に対する苦情申立を聴聞しなければならない。

(5) 委員会の前のすべての手続は、インド刑法第193条、第228条の意味の範囲内の及び第196条の目的のための司法手続とみなされなければならない。また委員会は、1973年刑事訴訟法第195条、第26章のすべての目的のための、民事裁判所であるとみなされなければならない。

以上のような委員会の機能、調査に関する権限の規定に続いて、捜査に関する以下のような規定がある〔第14条〕。

(1) 委員会は、調査に関して捜査を遂行するために、中央政府又は州政府の同意を得て、中央政府又は場合によっては州政府の行政官又は捜査機関のサービスを利用できる。

(2) 調査に関する問題を捜査することを目的として、(1)項に基づいてそのサービスが利用される行政官又は機関は、委員会の指令と統制に従って、以下のことを行うことができる。すなわち、

(a)何人をも召喚し、出席を強制し、当人を尋問する。

- (b)文書の発見と提出を要求する。
- (c)事務所から公文書又はそのコピーの引き渡しを要求する。
- (3) 第15条の規定は、委員会の前で証言する間に証人が行う供述に関して適用がある限りにおいて、(1)項に基づいてそのサービスが利用される行政官又は機関の前で行われる供述に関して適用される。
- (4) (1)項に基づいてそのサービスが利用される行政官又は機関は、調査に関係する問題を捜査し、委員会が規定する期間内に、委員会に対して報告書を提出しなければならない。
- (5) 委員会は、(4)項に基づいて提出される報告書で述べられた事実の正確さ及び結論がある場合には到達した結論に関して、委員会として納得しなければならない。また委員会は、この目的のために、適切と考える調査を（捜査を遂行又は援助した人の尋問を含めて）行うことができる。

委員会が行う調査と捜査に関しては、供述と聴聞の規定が付されている。すなわち、第15条「委員会に対し人々が行う供述」は次のように定める。

委員会の前で証言する間に人で行う供述は、当該供述によって誤った証言をして訴追される場合を除いて、民事又は刑事裁判において本人に適用され又は本人に不利に用いられることはない。

但し、その供述は、

- (a)委員会によって答弁を要求される質問に答えて行われ又は

- (b)調査の主題に関係するものである。

また、第16条「不利な影響を蒙りそうな人々の聴聞」は次のように定める。

調査のいかなる段階においても、委員会が、

- (a)いずれかの人の行為の調査が必要であると考え、
- (b)調査によって人の評判が不利な影響を蒙りそうであると考えらるならば、

委員会は、当該の人に対し、調査において聴聞を受け、自らを防御する証拠を提出するための合理的な機会を与えなければならない。

但し、本項の規定は、証人の信用が問題にされる場合には適用されない。

### 3) 国家人権委員会の手続

人権侵害の苦情申立に対する委員会の調査手続は、次の通りである〔第17条〕。

委員会は、人権侵害の苦情申立への調査を行う場合に、

- (i)中央政府若しくは州政府又はそれらに従属するその他の機関若しくは組織から、委員会が定める時間内に、情報又は報告書を求めることができる。

但し、

- (a)情報又は報告書を委員会の定める時間内に受理できなかった場合には、委員会は、自ら進んで苦情申立の調査を行うことができる。
- (b)情報又は報告書を受理した後に、委員会は、それ以上の調査が必要でないこと又

は要求された行為が当該政府若しくは機関によって着手され若しくは行われていることを認める場合には、それ以上苦情申立を取り上げず、従ってその旨を苦情申立者に告知する。

(ii)(i)で規定する内容を損なうことなく、委員会は、必要と考える場合には、苦情申立の性質を考慮して、調査に着手する。

調査完了後に委員会が取りうる措置は、次の通りである〔第18条〕。すなわち、

- (1) 調査の結果、公務員による人権侵害又は人権侵害防止の過失が明らかになった場合には、委員会は、当該の政府又は機関に対し、当該人物を公訴する手続に着手し又は委員会が当該人物に対して行うことを適当とみなすその他の行動をとるように、勧告することができる。
  - (2) 裁判所が必要とみなす指令、命令又は令状を求めて、当該の最高裁判所又は高等裁判所に請求する。
  - (3) 犠牲者又は犠牲者の家族に対して、委員会が必要と考える即時的な暫定的救済を与えるように、当該の政府又は機関に対し勧告する。
  - (4) (5)項の規定に従って、申立人又はその代理人に対し、調査報告書のコピーを提供する。
  - (5) 委員会は、勧告とともに、調査報告書のコピーを当該の政府又は機関に対して送付しなければならない。また、当該政府又は機関は、一ヶ月以内か又は委員会が許容する期間内に、それらに基づいて行われたか又は行われることが提案されている行動を含めて、報告書に関するコメントを委員会に対して送付しなければならない。
- (6) 委員会は、当該政府又は機関のコメント及び委員会の勧告に基づいて当該政府又は機関が行ったか又は行うことを提案している行動とともに、調査報告書を公刊しなければならない。
- しかしながら、軍人による人権侵害に対する苦情申立の場合には、次の特例がある〔第19条〕。
- (1) 本法のいかなる規定にもかかわらず、軍人による人権侵害の苦情申立を取り扱う場合には、委員会は以下の手続を採用しなければならない。すなわち、
    - (a) 委員会は、自らの発議又は訴願の受理に基づいて中央政府から報告書を求めることができる。
    - (b) 報告書の受理後、委員会は、苦情申立について進んで措置を行わないか又は場合によっては中央政府に勧告をすることができる。
  - (2) 中央政府は、委員会に対し、勧告に基づいて行った行動を三ヶ月以内か又は委員会の許容するそれ以上の期間内に、知らせなければならない。
  - (3) 委員会は、中央政府に対する勧告及び当該勧告に基づいて中央政府が行なった行動とともに、報告書を公刊しなければならない。
  - (4) 委員会は、(3)項に基づいて公刊される報告書のコピーを申立人又はその代理人に提

供しなければならない。

委員会は、年次及び特別報告書を刊行する〔第20条〕。すなわち、

- (1) 委員会は、中央政府及び当該の州政府に対して年次報告書を提出しなければならない。また委員会は、年次報告書の提出まで延期されるべきでない緊急性又は重要性があると考える問題について、随時、特別報告書を提出することができる。
- (2) 中央政府及び場合によって州政府は、連邦議会又は場合によっては州議会の各議院の前に、各々、委員会の年次及び特別報告書を、委員会の勧告に基づいて行われたか又は行われることが提案されている行動のメモ及び勧告を受理しない場合はその理由とともに、提出しなければならない。

## II 国家人権委員会の活動の実際

以下においては、1993～94年版の年次報告書の概要を紹介し、1993年10月12日の設立から1994年3月31日までの間の、初期の委員会の活動の実際を検討する。

### 1) 活動の基本原則と活動の優先順位付け

報告書は、IV「委員会の構成概念上のアプローチ」の章で、活動の基本原則を次のように述べている。すなわち、委員会は、自律性と透明性をもって行動しなければならないし、また常にそれらとともに行動していると見られなければならない。

委員会の自律性は、委員の任命方法、委員のテニユアの不変性、それらに関する法定の

保障、委員に与えられる身分、捜査機関を含めて委員会に責任をもつスタッフの任命方法及びスタッフの行動方法から引き出される。法第32条<sup>4</sup>が規定する委員会の財政的自律性が、この法定機関の独立と完全性を確保する基幹要因である。

委員会の透明性は、人権保護法と、委員会が手続を規律するためにその後起草した規則<sup>5</sup>の両方に基づいている。訴願を受理し、訴願人に報告書と決定のコピーを提供し、報告書を連邦議会と公衆の前に提出する能力こそ、それとともに委員会が機能している公開性のまさに中核である。実際、委員会は、この国で人権の文化を発展させる場合の透明性というメッセージを強化するため、NGO、人権活動家、メディア及び公衆とともに発展させることのできる関係性に期待している。

インドが直面している人権問題の複雑性と多様性は、活動のインパクトを最大化しようと努力する場合に、委員会の別種の規律を要求する。憲法で規定され又はインドが当事者となっている条約でカバーされるすべての基本権を促進し、保護することを求める一方で、委員会は、この国の人民のまさに最高の関心事である一定の主要な人権問題に対して、最初に焦点をあてることが不可欠であると考えられる。すべての人権が重要であり、不可分であることを認めながらも、特に自発的活動に関しては、優先順位のセッティングをすること

4) 第32条は「中央政府による補助金」の規定。

5) 委員会が、1994年2月17日に定めた the National Human Rights Commission (Procedure) Regulations, 1994 のこと。

が必要である。

以上のことを考慮に入れて、委員会は、最初の自発的行動として、国境保安隊の発砲によるジャム・カシミール州でのビジベハラ事件の調査を行った。委員会は、自発的に又は苦情申立を基礎にして市民的自由の核心に当たたる問題に取り組んできた。拘禁中の死と強姦、拘禁場所からの行方不明、残酷で非人間的な又は品位を傷つける処罰と拷問、ジェンダー関連の暴力、社会の傷つきやすい階層、すなわち女性、子ども、身体障害者に対する残虐行為といった事例がそれである。ダウリを理由とする死<sup>6</sup>、隷属的労働や児童労働<sup>7</sup>といった社会悪にも早くから注目した。

## 2) 苦情申立の調査

報告書は、V「苦情申立の調査」の章で、以下の事実を述べている。すなわち、

報告書がカバーしている期間中に、委員会は496件を登録した。このうち174件は、さらなる捜査、調査、報告書の作成が行われた。274件は却下された。48件に関しては、他の

フォーラムにおいて救済がより適切に利用できるし、苦情申立人は他のフォーラムから救済を求めるべきであるという趣旨の所見を付して、苦情申立を処理した。

登録された496件のうち、26件は委員会による自発的活動の結果だった（その多くは拘禁中の死、拘禁中の強姦の訴えに関するもの）。委員会は、このような重大な人権侵害は何れの場所で起ころうとも、大胆かつ迅速に取り扱われなければならないことを認識して、1993年12月14日に、その種の事件は発生後24時間以内に県マジストレート/警察署長からの報告書を求めるという命令をすべての州政府・連邦領域政府に出した。報告書送付の不履行は、事件の周知を抑圧する努力がなされているという委員会の推定をもたらすことも明らかにされた。

テロリスト・破壊活動（防止）法<sup>8</sup>に基づく多くの拘禁数、恣意的な性質に関して委員会が受け取った多くのレポートと苦情申立について、委員会は重大な関心をもった。委員

6) ダウリ（花嫁持参金）に関しては、1961年にダウリ禁止法が制定され、1984年と1986年に禁止を強化する改正がなされている。Lotika Sarkar, *Women's Movement and the Legal Process*, New Delhi: Centre for Women's Development Studies, 1995, pp. 12-21参照。

7) 児童労働に関しては、Neera Burra, *Born to Work: Child Labour in India*, Delhi: Oxford Univ. Press, 1995とHuman Rights Watch Children's Rights Project, Human Rights Watch/Asia, *The Small Hands of Slavery: Bonded Child Labor in India*, New York: Human Rights Watch, 1996が有益。両書とも結論部分で、無料の、義務的で平等な教育の実現が、児童労働の減少に役立つと述べている。

8) テロリスト・破壊活動（防止）法（1987年法律28号、略称 TADA）は、当初パンジャブ州が対象とされたが、その後インド全土に拡大して適用された。この法律は、インドの最も峻厳な、最も乱用された予防拘禁法と評されている。Philip Oldenburg, ed., *India Briefing: Staying the Course*, New York: M. E. Sharpe, 1995, pp. 45-6, 225。本法は、国家人権委員会のその後の精力的な取り組みによって、1995年5月23日に失効した。しかしながら、1996年末現在、同法に基づいて逮捕された3,785名が、依然としてインドの各州で拘禁されている。U. S. Department of State, *India Country Report on Human Rights Practices for 1996*, released by the Bureau of Democracy, Human Rights, and Labor, January 30, 1997 ([http://www.usis.usemb.se/human/human\\_96/india.htm](http://www.usis.usemb.se/human/human_96/india.htm)).

会は苦情申立についての調査を行って、本法とその実施について研究を開始することが不可欠であると考えている。委員会は、従って、本法の下で登録された事件の数、逮捕者の数、保釈の数、決定された事件、得られた有罪についての詳細な情報を、州政府・連邦領域政府に求めた。

報告書では、委員会が調査した代表的な事例として、23の事例を報告している。

### 3) 監獄の条件の改善

報告書は次に、Ⅵ「監獄の条件の改善」の章で、次のような取り組みを述べている。すなわち、

委員会は、この国の大部分の監獄における収容過剰、衛生の欠如、貧弱な医療設備、不十分な食事等の恐ろしい状態に深い関心をもつ。これらの重大な欠陥は、事件処理の途方もない遅れと監獄行政の管理の失敗によって悪化させられている。

委員会のアプローチは二重である。第一は、監獄の収容過剰に責任のある要因と収容過剰を減少させるために必要な手段を研究すること。第二は、収容者の新しい環境への適応を可能にし、監獄から釈放された場合に社会への統合を促進するという考え方のもとに、収容者の技能を発展又は改善するために必要な措置を奨励することである。

委員会は、特に Tihar 監獄に関してデリー首都圏政府の責任ある当局との対話に着手することによって、インドの監獄の状態の研究を開始することを決定した。

委員会は、①この国の色々な監獄にいる3,300人の外国人の事件の審理を含めて、事件の審理を促進し、②終身刑を宣告された者で、すでに13年半の刑期を勤めた者の釈放が可能なときは、刑期改定委員会の開催を招集し、③軽い犯罪で有罪とされた少年囚を凶悪な犯罪でより長い刑期を受けている者から分離することを意図して、権限をもつ司法・行政当局と接触している。

### 4) 現行法及び人権に関する条約等の実施の審査

委員会は、テロリスト・破壊活動（防止）法、児童労働を含めた子どもの権利に関する問題、隷属の労働、女性の権利に影響を与えている立法に関する研究を開始している。

### 5) 人権リテラシーの促進

報告書は、Ⅷ「人権リテラシーの促進」の章で、政党、州政府、教育機関に対して行った指令と提案を述べている。

第一に、委員会は、連邦議会・州議会で議員を有するすべての政党の党首に手紙を出して、人権を促進し、保護し又は党員の行為を監督する責任をもつ人権細胞組織を、中央・州・県レベルで設立するように政党に要求した。この人権細胞組織は、二重の役割を果たす。それは、人権を促す支配的思潮を宣伝し、促進すること。また、適切な行為基準がわが国の政治過程に従事している人々によって遵守されることを確保するため、自己監督と自己規律のメカニズムを提供することである。

第二に、州政府に対しては、州首相への手紙の中で、州政府公務員、特に警察及び警察関連部門で勤務している者が、人権問題について適切な訓練を受けることを提案した。また、①省庁のプログラムが人権の要求と一致することを確保するように監督すること。②公務員が人権の考慮に鋭敏に反応することを確保するために、公務員の行為を監督する目的をもって、州政府が省庁横断的作業部会の設立を考慮することを、提案した。

第三に、教育システムに関しては、多くの措置がなされてきた。種々のレベルの学校のために適切に段階づけられたカリキュラムを進展させるため、人的資源開発省の教育庁及び国立教育研究訓練会議（NCERT）との会合が開始された。教育庁及びNCERTは、委員会の差し迫った考慮のための草案を準備する過程にある。

また、委員会はすべての大学の副学長に対して通知を出し、次の四つの措置を提案した。①人権の教科が、大学のカリキュラムの中に明確な場所を見つけられるようにすること。②人権に関する研究、セミナー、出版が促進されること。③最良の学者が、彼らの才能をもってNGOの行っている実務的な仕事に影響を与えるように、学界とNGOとの間の結びつきを奨励すること。④委員会は人権問題の領域における大学との持続的コンタクトを歓迎すること。委員会はその手段と可能性の範囲内において、大学との持続的コンタクトを助けること。

## 6) NGO

NGOに関して委員会は、IX章で次の三点を指摘している。第一に、NGOは草の根と接点をもっているので、最も効果的に人権侵害を確認し、人権侵害を明確に述べ、救済を求めることができる。苦情申立を委員会に行うことは、NGOの果たす最も積極的な役割である。第二に、NGOは民衆全体と関係をもっているため、委員会が捜査スタッフを通じて重大な事件の捜査を行う場合に、NGOの援助と協力は非常に価値あるものとなる。第三に、人権の特定の領域における個々のNGOの高レベルの専門知識は、委員会が特定の争点や問題を研究し、勧告をする場合の大きな利益源となる。

## 7) 結論と勧告

報告書は最後に、XIII「結論と勧告」の章において、以下のことを指摘している。

委員会の設立は、市民すべての人権を促進し、保護するという、この国の真摯な態度を示す重要な一つの発展であると国内外で考えられている。委員会に委ねられた責任は大きく、その権限の範囲は広い。人権保護法は、そこから委員会が多方面の活動を開始するための確固たる基礎を定めており、この国の人権状況に有益なインパクトを与えている。

委員会は、人権保護という鋭敏な領域においては、信頼が獲得されなければならないことを切実に痛感する。信頼の獲得には、持続的な過程が必要である。委員会は、発足後の最初の数カ月で、委員会のプレゼンスが人々

から支持と激励の表明を得たこと、また、委員会への確信が実際に表明され、自分たちの困難を知らせ人権の苦情からの救済を求めて委員会にやってくる市民の数が増加していることに、感謝の気持ちを表明する。

## System and Functions of the National Human Rights Commission in India

Masaki INA\*

### Abstract

In India the Human Rights Commission Bill was introduced in the Lok Sabha on 14 May 1993 and referred to the Parliamentary Standing Committee on Home Affairs on 30 July.

However, because the powers and functions of the proposed Commission, as contained in that Bill, were extensively criticized in the Parliament, the Protection of Human Rights Ordinance was promulgated on 28 September. The National Human Rights Commission (NHRC) was initially constituted on 12 October 1993 under this Ordinance.

On 7 December, the earlier Bill, *viz.* the Human Rights Commission Bill was withdrawn by leave of the House. Then the Protection of Human Rights Bill, 1993 was introduced in the Lok Sabha on 9 December 1993, seeking to replace the Protection of Human Rights Ordinance, 1993. The Bill was passed by the Lok Sabha and the Rajya Sabha, respectively, on 18 and 22 December 1993. It received President's assent on 8 January 1994.

This paper in Part One surveys the system of the NHRC through the following relevant provisions in the Protection of Human Rights Act, 1993 (Act 10 of 1994.)

We examine the following provisions; Constitution of a National Human Rights Commission (section 3); Appointment of a Chairperson and other Members (sec. 4); Term of office of Members (sec. 6); Officers and other staff of the Commission (sec. 11); Functions of the Commission (sec. 12);

---

\*Adjunct Lecturer, Graduate School of International Cooperation Studies, Kobe University.  
Professor, Faculty of Education, Iwate University.

Powers relating to inquiries (sec. 13); Investigation (sec. 14); Statement made by persons to the Commission (sec. 15); Persons likely to be prejudicially affected to be heard (sec. 16); Inquiry into complaints (sec. 17); Steps after inquiry (sec. 18); Procedure with respect to armed forces (sec. 19); Annual and special reports of the Commission (sec. 20).

Part Two of this paper focuses on the early activities of the NHRC by using the Annual Report 1993-94 (from October 1993 to March 1994). We examine the following chapters; Conceptual Approach of the Commission; Inquiry into Complaints; Improving Jail Conditions; Review of Existing Laws, Implementation of Treaties and other International Instruments on Human Rights; Promotion of Human Rights Literacy; Non-Governmental Organisations.

This paper finally evaluates the functions of the Commission by referring to the concluding observations. The Commission is of the view that the creation of the Commission has been considered a major development both at home and abroad signifying the earnestness of India to promote and protect the human rights of all of its citizens. The responsibilities entrusted to the Commission are vast, the scope of its powers is considerable by any reasonable standard of assessment. In the opinion of the Commission, the Statute provides a firm basis from which to launch its manifold activities, build its capabilities and begin to have a beneficial impact on the human rights situation in the country.